

第12838号 令和元年(2019年) 7月9日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告	汞																										
○児童福	祉法に	基~	づく	指定	官障	害」	見追	重所	支	援	事	業	者	の	指	定				(障 ス	がし	者	支	援	課)	1
○児童福	祉法に	_基~	づく	指定	官障	害」	見追	重所	支	援	事	業	者	の	指	定			٠	(]])	2
○障害者	の日常	生》	舌及	. びネ	上会	生剂	舌を	- 総	合	的	に	支	援	す	る	た	め	0	法								
律に基	づく事	業者	者の	指見	Ē.			• •	· · ·		· ·		 				٠.	٠.	•	(IJ)	2
○児童福	祉法に	- 基~	づく	指足	三障	害力	見追	り	[支	援	事	業	者	の	指	定		· ·		(IJ)	2
○児童福	仕 法 に	- 基 ′	$\supset \langle$	指入	E 障	吾」	兄 追	11 月11	文	援	爭	美	有	(/)	指	正	(/)	兇	止	(.,			\	0
○児童福	・・・・・ 対レゾ±・≀▽	·····	・・・・ベイ	· · · · · 性 信	子 [空	字 [日記		· 士	诬.	車	- 光	· ·	 D	也	··	 Д	· ·	٠ الـ	(IJ)	2
- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		- <u>-</u> 	ン <u>、</u>	1日人		古)		サ /ブI ・・		1反	,	未	日	•••	1日		•••	疣		(IJ)	3
○障害者	の日堂	生生	壬 及	てドネ	+ 수	生》	舌る	> 終	: 合	的	l.	+	揺	す	ス	<i>t</i> =	x	\mathcal{O}	洪	(,,			,	J
律に基											٠	<i>.</i> .		٠.		<i>.</i> .	٠.	٠.		(IJ)	3
○障害者	の自常	生	舌及	びれ	<u>+</u> 会	生剂	舌を	- 総	: 合	的	に	支	援	す	る	た	め	の	法	`							
律に基																		٠.		(IJ)	3
○障害者																											
律に基	づく事	業	者の	指見	芒 ・・	• •		• •			• •	• •			٠.		• •	٠.	•	(")	3
○造成宅	地防災	区 力	或の	指员	Ē··	• •		• •		• •	• •	• •	٠.	• •	٠.	٠.	• •	٠.	٠.	٠.	• •		,	-	-1-	課)	4
○道路の			• • •			• •		• •						• •			٠.	• •			•	(道	[路		全	課)	4
○道路の														٠.			٠.	• •			•	(")	4
○道路の				 			· · ·		 															JJ JJ)	5 5
し 追 路 の	凸 域 多 生	文 文																			•	(")	9
○農用地	利用面	1分言	計画	i Ø ∄	忍可													(農	拙	• ‡	泪し、	丰	卆	揺	課)	5
○大規模																											7
〇都市計																										課)	8
○土地改	良区径	と負の	の退	任及	支び	就有	<u>£</u> .											٠.				(農	村	計	画	課)	8
○農用地																٠.	•	(農	地	• -	担し、	手	支	援	課)	9
○農用地				の記	忍可	申請	青・	• •					٠.	• •	٠.	٠.	•	(IJ)	9
	載一位		頁	= 4.⊏	^ ~																		<i>-</i>	ш	<u>.، بــــــــــــــــــــــــــــــــــــ</u>	⊐ ⊞ \	0
〇令和元:	午 度 仁 矢 産	「以 i	サイン 1	こ 八 切	更の	天!	他,	· ·	· · · ·	*	旧	圧	₩.	•••	柒.	· ·	 Ф	胆	/埕	• •		•	(П	шJ	们	課)	9
○ 79 和元	十 及 ····			9 T	⊢ /支 ···	1 5	万 」	. 쁘		平	宗 · ·	达:	/灯	番	哉	エ	υ) ••	刑		能	 	県 医	虚	寀	禁	<u> </u>	11
																			(スス	/ ` ;	17 I	. <i>U</i> , K	TH.	时又	4	ΤŢ

告 示

熊本県告示第152号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。 令和元年(2019年)7月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及 び所在地	事業者の名称、主た る事務所の所在地及 び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所 支援の種類
Switch	一般社団法人志誠会	令和元年	4 3 5 1 4 0	指定児童発
嘉島	熊本市中央区保田窪	(2019年)	0 1 9 9	達支援
上益城郡嘉島町	一丁目5番10-1	7月1日		
上島2077-	103号			
7オガタビル1	河野 真介			
F				

熊本県告示第153号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障 害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定によ り公示する。

令和元年(2019年)7月9日

熊本県知事	蒲	島	郁	*
	1111	147	HI	\sim

事業所の名称及 び所在地	事業者の名称、主た る事務所の所在地及 び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所 支援の種類
すずらん 宇土市三拾町字 野原町158番	一般社団法人花 熊本市中央区下通2 -1-20ホンダビ	令和元年 (2019年) 7月1日	4 3 5 2 3 0 0 1 2 5	指定放課後 等デイサー ビス
地 5	- 1 - 2 0 ホンタ C ル 8 F 中田 貴將	7 71 1		

熊本県告示第154号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12 3号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定し たので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年(2019年)7月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

	事業者の名称、主たる事 務所の所在地及び代表者 の氏名		指定年月日
発達障害支援B型 コン	NPO法人就労特化型支	就 労継 続 支 援 B 型	令和元年(
フェイト	援団トリニティ		2019年)
上益城郡御船町辺田見3	上益城郡御船町辺田見3		7月1日
61-4	61-4		
	大塚 志津子		

熊本県告示第155号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障 害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定によ り公示する。 令和元年(2019年)7月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及 び所在地	事業者の名称、主た る事務所の所在地及 び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所 支援の種類
リトルポニークラブ ふくはら	合同会社オーシャン フライカンパニー	令和元年 (2019年)	4 3 5 2 9 0 0 4 1 1	指定放課後 等デイサー
合志市福原 1 2 7 5 番地	合志市豊岡字山尻 2 000番1265 川添 公裕	7月1日		ビス

熊本県告示第156号

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定に より公示する。

令和元年(2019年)7月9日

能 木 旧 如 市	3.5	≐.	#17	
熊本県知事	蒲	島	郁	-

事業所の名称及 び所在地	事業者の名称、主た る事務所の所在地及 び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所 支援の種類
すてっぷ	一般社団法人就労支	令和元年	4 3 5 0 2 0	指定放課後

八代市鏡町内田 239番地	援協会 八代市鏡町内田23	(2019年) 5月10日	0 3 0 1	等デイサー ビス
	9 番地 岩崎 - 尋和			

熊本県告示第157号

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定 による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定に より公示する。

令和元年(2019年)7月9日

熊本県	山知重	蒲	島	郁	#
- 12日 / 12 / 17	< YN =#,	₹Ħ	<u>Ш</u>	(HI)	

事業所の名称及 び所在地	事業者の名称、主た る事務所の所在地及 び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所 支援の種類
放課後等デイサ	合同会社オーシャン	令和元年	4 3 5 2 9 0	指定児童発
ービス リトルポニークラブ	フライカンパニー 合志市豊岡字山尻 2	(2019年) 7月1日	0 2 4 7	達支援
合志市豊岡字山	000番1265			
尻2000番1	川添 公裕			
2 6 5				

熊本県告示第158号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年(2019年)7月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

	事業者の名称、主たる事 務所の所在地及び代表者 の氏名	指定年月日
ぷりん 宇城市小川町河江96-	1	 令和元年(2019年)
5	髙山 奈津代	7月1日

熊本県告示第159号

では、1700日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。 令和元年(2019年)7月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事 務所の所在地及び代表者 の氏名		指定年月日
シンフォニ	株式会社社会福祉サービ	就労移行支援	令和元年(
菊池郡菊陽町原水161	スシンフォニ	就労継続支援A型	2019年)
5 - 1	菊池郡大津町室1728		7月1日
	- 1 テクノ・ヴィラ 2 階		
	S208号		
	富田 省三		

熊本県告示第160号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年(2019年)7月9日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事 務所の所在地及び代表者 の氏名		指定年月日
シンフォニ	株式会社社会福祉サービ	就労定着支援	令和元年(
菊池郡大津町室1728	スシンフォニ		2019年)
- 1 テクノ・ヴィラ 2 階	菊池郡大津町室1728		7月1日
S208号	- 1 テクノ・ヴィラ 2 階		
	S208号		
	富田 省三		

熊本県告示第161号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地 防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。 令和元年(2019年)7月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

猿渡地区

阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字猿渡5993番7、5995番4、5995番4地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、5991番1の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び南阿蘇村役場 に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第162号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路 の区域を変更する。 その関係図面は、令和元年(2019年)7月9日から60日間、熊本県土木部道路都

市局道路保全課において一般の縦覧に供する。 令和元年(2019年)7月9日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

1	道路の種類	頁、路線名》	及び区域を変更する区間等	T* 2 \ 7	(i) - (iii)	AILI OTT	<u></u>
	道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員	延 長 (大小)	備考
	主要地方道	山鹿植木線	山鹿市南島字赤根 942番2地先から 山鹿市南島字高辻 787番2地先まで	前	4.5 ~ 9.2 12.2	342.0	道路区 域から の除外
			, s , m = 75,5 s, t		$ \begin{array}{c} $	414.3	
				後	~ 23. 2		
			山鹿市南島字内曲 950番5地先から 山鹿市南島字赤根	前	$\begin{bmatrix} 6.3 \\ \sim \\ 10.2 \end{bmatrix}$	100.0	
			943番地先まで	後			

区域を変更する期日 令和元年(2019年)7月9日

熊本県告示第163号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路

の区域を変更する。
その関係図面は、令和元年(2019年)7月9日から60日間、熊本県土木部道路都

令和元年(2019年)7月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

]	道路の種類	額、路線名 2	及び区域を変更する区間等				
	道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 (メー トル)	延 (メー トル)	備考
	一般県道	越小場湯浦線	葦北郡芦北町大字古石字唐津山534番4地先から	前	5. 1 ~ 14. 0	315.0	単道改
			同所 503番2地先まで	後	10. 2 ~ 20. 5	315.0	

区域を変更する期日 令和元年(2019年)7月9日

熊本県告示第164号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路 の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年(2019年)7月9日から60日間、熊本県土木部道路都 市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)7月9日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
一般国道	266号	天草市河浦町路木字阿草河内 1846番1地先から 同所	前	10.9 ~ 20.8	159. 5	災害防除
		1840番1地先まで	後	12. 6 ~ 115. 4	159.5	

区域を変更する期日 令和元年(2019年)7月9日

熊本県告示第165号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路 の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年(2019年)7月9日から60日間、熊本県土木部道路都 市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)7月9日

熊本県知事 蒲 島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員	延長	備考
一般県道	深海線	天草市深海町深海字大藪 3247番3地先から 同所	前	11. 0 ~ 18. 1	126.6	災害防除
		3269番2地先まで	後	26. 3 ~ 32. 9	126.6	

区域を変更する期日 令和元年(2019年)7月9日

告 公

熊本県公告第154号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告 する。 令和元年(2019年)7月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農用地利用配分計画の概要 賃借権の設定等を受ける者 賃借権の設定等を受ける土地 氏名又は名称 住 所 熊本市東区画図町大字所島字牛合879 熊本市東区下江津 出田 力 熊本市東区上南部一丁目39番ほか1筆 株式会社アグリと 熊本市東区上南部 もあい 山下 真功 熊本市東区小山町2468番ほか1筆 熊本市東区小峯 ソウヨウファーム 熊本市南区御幸西無 熊本市西区中原町字四反割1691番2 株式会社 田町 ほか2筆 吉川 正子 熊本市西区中原町 熊本市西区中原町字南中新地2731番 吉田 信利 熊本市西区中島町 熊本市西区中島町字宮下95番1 上野 光国 熊本市西区中島町 熊本市西区中島町字浪荒井160番1 前村 勝憲 熊本市西区沖新町 熊本市西区中原町字上古閑4番1ほか2 永松 仁士 熊本市西区中原町 熊本市西区中原町字葭原1590番1ほ か1筆 起田 久義 熊本市西区中原町字四反割1674番ほ 熊本市西区中原町 純一 上妻 熊本市西区中原町 熊本市西区中原町字南潟1846番ほか 2 筆 義照 上妻 熊本市西区中原町 熊本市西区中原町字踊松2496番 中尾 成洋 熊本市西区中原町 熊本市西区中原町字南中新地2783番 西田 熊本市西区中島町 熊本市西区中島町字浪荒井165番1ほ か10筆 西田 恭 熊本市西区中島町 熊本市西区中島町字浪荒井157番ほか 森 日出輝 熊本市西区小島下町 熊本市西区中島町字中新地2594番3 ほか15筆 松岡 信行 熊本市南区護藤町 熊本市南区護藤町字下井龍3670番ほ か1筆 株式会社ミチファ 熊本市南区海路口町 熊本市南区畠口町字北一385番ほか9 ットリア 山形 秀雄 熊本市南区白石町 熊本市南区白石町字南潟1115番 熊本市南区美登里町字園田215番1 下田 隆博 熊本市南区美登里町 前田 隆成 熊本市南区海路口町 熊本市南区海路口町字浦田南中割371 有限会社グリーン 熊本市南区砂原町字下居上911番ほか 熊本市南区孫代町 ズ白石 10筆 有限会社グリーン 熊本市南区孫代町 熊本市南区砂原町字上九反田721番ほ ズ白石 か2筆 株式会社アグリ飽 熊本市南区会富町 熊本市南区会富町字土取1875番1 中川 貴光 熊本市南区内田町 熊本市南区銭塘町字北拾町968番ほか 1 筆 熊本市南区富合町小 熊本市南区富合町杉島字長江1066番 岡本 拓也 岩瀬 ほか14筆 森 日出輝 熊本市西区小島下町 熊本市西区中原町字中塘外2722番1 5ほか6筆 改原 勝義 熊本市南区富合町新 熊本市南区富合町木原字目黒町838番

2 認可年月日 令和元年(2019年)7月2日

夫

郁

```
熊本県公告第155号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり
公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
   令和元年(2019年)7月9日
                                       熊本県知事
                                                 蒲
                                                    島
   大規模小売店舗の名称及び所在地
     スーパーセンターニシムタ熊本人吉店
    熊本県人吉市下林町字佐ブ川30-1
                                  外 7 筆
   変更しようとする事項の概要
      大規模小売店舗内の店舗面積の合計
       (変更前)
                  5, 938 m<sup>2</sup>
       (変更後)
                     8 9 7 m<sup>2</sup>
                15,
      大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (2)
      駐車場の位置及び収容台数
       (変更前)駐車場No.1
                        建物北側及び西側
                                       309台
              駐車場No. 2
                        建物敷東側
                                         4 0 台
              合計
                                       3 4 9 台
                                 179台
       (変更後)
              駐車場 No. 1
                        A 棟 西 側
              駐車場 No. 2
                        B棟北側
                                  5 2 台
              駐車場No. 3
                        C棟西側
                                 3 9 5 台
                        C棟北側
                                  6 2 台
              駐車場 No. 4
              合計
                                 688台
      駐輪場の位置及び収容台数
                        3 2 台
       (変更前) 建物西側
       (変更後) A 棟北西側
                        2 5 台
              B棟北側
                        10台
                        2 4 台
              C棟西側
                        5 9 台
               合計
      荷さばき施設の位置及び面積
       (変更前) 建物北東側
                        3\ 2\ 5\ m^2
              建物南東側
                        176 \text{ m}^2
              建物南侧
                          50 \text{ m}^2
              合計
                        5 \ 5 \ 1 \ \text{m}^2
       (変更後) A 棟北東側
                        45.5 \text{ m}^2
              A棟南東側
                        16.3 \text{ m}^2
              A棟南側
                        16.
                             3 \text{ m}^2
              B棟西側
                        31.
                             5 \text{ m}^2
              C棟東側
                        45.
                             5 m<sup>2</sup>
              C棟南側
                        45.
                             5 \text{ m}^2
              合計
                       200.
                             6 \text{ m}^2
      廃棄物等保管施設の位置及び容量
   工
                        52.00 m
       (変更前) 建物南側
       (変更後)
              A棟内西側
                        19.44 m<sup>3</sup>
              B棟西側
                          4.40 \text{ m}^3
                        28.16 \, \text{m}^3
              C棟内南側
                        52.
               合計
                             0 \ 0 \ \text{m}^3
      大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (3)
      大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
       (変更前) 8時00分~0時00分
       (変更後)
              A 棟
                   2 4 時間
              Β棟
                   8時00分~22時00分
                   2 4 時間
               C棟
      来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 駐車場No.1 7時30分~0時30分
              駐車場 No. 2
                        7時30分~0時30分
       (変更後) 駐車場No.1
                        2 4 時間
                        7時30分~22時30分
              駐車場No. 2
              駐車場 No. 3
                        2 4 時間
                        2 4 時間
              駐車場No. 4
      駐車場の自動車の出入口の数及び位置
   ゥ
       (変更前) 駐車場No.1、No.2
                             建物敷地西侧
                                               1 箇所
       (変更後) 駐車場No.1~4
                             建物敷地西側及び北側
                                               3 箇所
      荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前)荷さばき施設No.1 6時00分\sim 22時00分
              荷さばき施設No. 2
                             6時00分~22時00分
```

荷さばき施設No.3 6 時 0 0 分~ 2 2 時 0 0 分 荷さばき施設No. 1 (変更後) 2 4 時間 荷さばき施設No. 2 6時00分~22時00分 荷さばき施設No.3 6時00分~22時00分 荷さばき施設No.4 6 時 0 0 分 ~ 2 2 時 0 0 分 2 4 時間 荷さばき施設No. 5

荷さばき施設No.6 変更する年月日 3

令和2年(2020年)2月25日

4 届出年月日

令和元年(2019年)6月24日

届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振 興局総務振興課

2 4 時間

令和元年(2019年)7月9日から令和元年(2019年)11月9日まで

熊本県公告第156号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 令和元年(2019年)7月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡菊陽町大字原水字上長塚4990番1、同4991番1、同4992番1及び 同4993番1

2, 401.00平方メートル

開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 熊本市中央区水前寺一丁目22番18号 株式会社タウン開発

熊本県公告第157号

宇土市に事務所を置く宇土八水土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定によ り公告する。

令和元年(2019年)7月9日

能木旦知虫 皀 郁

		熊本県知事 浦 島 郁 夫
役職名	氏 名	住所
退任		
理事	古山 秀一	宇土市神馬町176番地
理事	旭 一人	宇土市岩古曽町2410番地
理事	本田 健二	宇土市新開町1484番地
理事	田代 洋一	宇土市走潟町112番地2
理事	山本 賢一	宇土市住吉町2626番地
理事	牧 弘則	熊本市南区富合町榎津1166番地
理事	北野 安正	熊本市南区富合町田尻 6 6 番地
理事	志垣 啓	熊本市南区富合町小岩瀬954番地
監事	和田 愼一	宇土市椿原町946番地
監事	中川 悟	宇土市網津町2846番地
監事	中熊 捷征	熊本市南区富合町古閑1165番地
就任		
理事	古山 秀一	宇土市神馬町176番地
理事	旭 一人	宇土市岩古曽町2410番地
理事	本田 健二	宇土市新開町1484番地
理事	重元 茂	宇土市走潟町2239番地
理事	山本 賢一	宇土市住吉町2626番地
理事	牧 弘則	熊本市南区富合町榎津1166番地
理事	北野 安正	熊本市南区富合町田尻 6 6 番地
理事	志垣 啓	熊本市南区富合町小岩瀬954番地
監事	和田 愼一	宇土市椿原町946番地

監事	中川	悟	宇土市網津町2846番地
監事	中熊	捷征	熊本市南区富合町古閑1165番地

熊本県公告第158号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年(2019年)7月9日から同月22日までの間、 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年(2019年)7月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

1_ 展用地利用能分司	四の派女	
賃借権の設定	2等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	貝目権の改足寺を支げる土地
上土井 博文	玉名市天水町部田見	玉名市天水町部田見字三反田46番1ほ
		か 2 筆
倉田 裕美	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1440番ほ
		か 1 筆
		[一時利用地
		玉名市岱明町扇崎字五反田82番2
池上 忠勝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字野添1358番2
		ほか 1 筆
農事組合法人井手	山鹿市鹿本町下分田	山鹿市鹿本町下分田字下河原1132番
下ファーム		ほか18筆
農事組合法人川北	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中富字大坪150番ほか3
夢百笑		筆
農事組合法人長坂	山鹿市長坂	山鹿市長坂字十八213番ほか15筆
ドリームズ		
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深	球磨郡山江村大字山田丙字俣石2938
	田西	番 7

2 申請年月日

令和元年(2019年)6月25日

熊本県公告第159号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年(2019年)7月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年(2019年)7月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定	E等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	具信惟の故た寺を支りる上地	
農事組合法人うき	宇城市小川町南新田	宇城市小川町北小野字三軒屋1394番	
協連		1 ほか 1 4 筆	
山口 龍誠	宇城市三角町手場	宇城市三角町手場字園平266番	
吉川 忠吉	宇城市三角町手場	宇城市三角町手場字差越尻1578番2	

2 申請年月日

令和元年(2019年)6月26日

登載依頼

令和元年度行政書士試験の実施について 行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により、熊本県知事から委任 された令和元年度行政書士試験を次のとおり実施します。

令和元年7月9日

- 一般財団法人行政書士試験研究センター 理事長 多賀谷 一照
- 令和元年11月10日(日) 午後1時から午後4時まで 1
- 熊本大学黒髪南地区(熊本市中央区黒髪2-39-1) 2
- 試験の科目及び方法

試験の科目 (1)

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政
法令等(出題数 46題)	手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国
	家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、
	商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法
	令については、平成31年4月1日現在施行さ
	れている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、
般知識等(出題数 14題)	文章理解

(2)試験の方法

試験は、筆記試験によって行います。

出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、 行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

- 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。 受験願書及び試験案内の配布と請求方法
- 受験願書及び試験案内の窓口での配布 (1)

令和元年7月29日(月)から同年8月30日(金)まで 配布期間 配布場所

- 熊本県庁新館1階情報プラザ及び総務部市町村・税務局市町村課(熊本市 (ア)
 - 中央区水前寺6-18-1) (1) 県央広域本部宇城地域振興局総務振興課(宇城市松橋町久具400-1)
 - (ウ) 県央広域本部上益城地域振興局総務振興課(上益城郡御船町辺田見396 -1)
 - (エ) 県北広域本部総務課(菊池市隈府1272-10)
 - 県北広域本部玉名地域振興局総務振興課(玉名市岩崎1004-1) (オ)
 - 県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課(山鹿市山鹿1026-3) (カ)
 - (キ) 県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課(阿蘇市一の宮町宮地2402)
 - 県南広域本部総務課(八代市西片町1660) (ク)
 - (ケ) 県南広域本部芦北地域振興局総務振興課(葦北郡芦北町芦北2670)
 - 県南広域本部球磨地域振興局総務振興課(人吉市西間下町86-1) (\Box)
 - (サ)
 - 天草広域本部総務振興課(天草市今釜新町3530) くまもと県民交流館パレア(熊本市中央区手取本町8-9テトリアくまも (シ) と内)
 - (ス) 熊本県行政書士会(熊本市中央区水前寺公園13-36)
- 上記(ア)から(サ)までについては、平日の午前8時30分から午 配布時間 後5時15分まで

上記 (シ) については、午前9時から午後9時まで 上記 (ス) については、平日の午前9時から午後5時まで

- 受験願書及び試験案内の郵送での配布 (2)
 - 配布請求期間 令和元年7月8日(月)から同年8月23日(金)(必着)まで 配布期間
 - 令和元年7月29日(月)から同年8月23日(金)まで 住所・氏名・郵便番号記載の返信用封筒(角型2号:A4サイズの受 ゥ 配布方法 展別 Qu 野区留写記取の返信用封同(角型2号:A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒)に、郵便切手140円分を貼付し、下記の宛先まで請求してください。
 - 受験願書及び試験案内の請求先 工

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

- 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
- 受験手続 5
 - (1)

郵送による受験申込み受付期間 令和元年7月 令和元年7月29日(月)から同年8月30日(金)まで

- 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
 - 受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵 便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。
 - 8月30日の消印があるものまで受け付けます。
- 受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明 ウ 書(お客さま用)の貼付があるもの)
- インターネットによる受験申込み (2)
- 受付期間 令和元年7月29日(月)午前9時から同年8月27日(火)午後5

時まで

- * インターネットによる受験申込みは、8月27日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。
- この期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利 用可能です。入力方法等手続の詳細については、当センターホームペ ージにアクセスし、ご確認ください。

【ホームページ https://gyosei-shiken.or.jp】

- 受付最終日(8月27日(火))は大変混雑し、インターネットが 繋がりにくくなることが予想されますので、余裕を持って早めに申し 込んでください。
- 受験手数料の払込み
 - 受験手数料は、クレジットカード(申込者本人名義のものに限ります。) 又はコンビニエンスストアで払い込んでください。
 - 利用できるクレジットカード (イ)

VISA、Master、JCB、アメリカン・エキスプレス、Diners

- 利用できるコンビニエンスストア (ウ) セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、 セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリースト ア、ニューヤマザキデイリーストア
- (3)

ア、ニューヤマザキティリーヘー/ 受験手数料 7,000円 受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに 受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに 一番申込者の負担となります。 要する費用は、受験申込者の負担となります。

一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなか った場合などを除き、返還しません。) 連絡先 (問合せ先)

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 $1 \ 0 \ 2 - 0 \ 0 \ 8 \ 2$

所在地 東京都千代田区一番町 2 5 番地 電話番号 0 3 - 3 2 6 3 - 7 7 0 0 全国町村議員会館3階

- 特例措置の実施
 - 身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により 希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障がいの内容等によ っては希望に沿えない場合があります。
 - 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み (「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」)をする前に、必ず当センターまでご相談ください。 (2)
- 合格発表の日時及び方法
 - 日時 令和2年1月29日(水) (1)午前9時
 - 方法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験 (2)番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送 します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (https://gyosei-shiken.or.jp) にも合格者の受験番号を掲載(掲載開 始時間は、合格発表日の午前中)します。

熊本県医療審議会公告第1号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。

令和元年(2019年)7月9日

熊本県医療審議会 長 福 会 \mathbb{H} 稠

開催日時

令和元年(2019年)7月17日(水) 午後3時から午後4時半

開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

平成30年度医療提供体制推進事業費補助金及び平成30年度医療提供体制施設整備 交付金における事業計画の事後的評価について

傍聴者の定員

10人

- 傍聴手続き
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場入口において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。 え、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができ (2)傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 間合せ

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県医療審議会事務局(熊本県健康福祉部健康局医療政策課) (電話096-333-2205)